平成２２年（フ）第３５３号
愛知県高浜市芳川町４丁目２番地93
債務者　濱口　　洋
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
愛知県岡崎市竜美南１丁目10番地５　メゾン奈良井303
債務者　中井貴美子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市吉成715番地１　サーパス美保公園312号
債務者　西垣　嗣男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
鳥取県境港市渡町3000番地33　藤井浩三方
債務者　三好　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７４号
鳥取県米子市両三柳4049番地４
債務者　竹本　良子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５１８号
広島県安芸郡熊野町865番地の21
債務者　大田　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２２号
広島市安佐南区東野３丁目３番１―605号
債務者　五嶋　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０２号
広島市安佐北区亀山南４丁目38番49―506号
債務者　空久保俊安
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１３号
広島市安佐北区白木町大字秋山870番地59
債務者　鳴石　　梢
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１４号
広島市安佐北区白木町大字秋山870番地59
債務者　鳴石　和美（旧姓松田・井本）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１０号
広島市安佐北区口田南３丁目45番25号
債務者　山中　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８４号
広島市安佐南区相田７丁目38番10号
債務者　石田　法正
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９８号
広島市安佐北区小河原町1424番地の９
債務者　島　万真恵（旧姓馬越）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
山口県下関市後田町５丁目３番６―306号、前住所山口県下関市後田町５丁目３番６―105号
債務者　西山　純二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
愛媛県松山市北井門１丁目13番31号
債務者　川上　耕一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
愛媛県松山市南吉田町1003番地６
債務者　徳村　修二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
愛媛県松山市北斎院町1149番地
債務者　佐川　　透
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
愛媛県松山市御幸１丁目428番地　ニューリバーみゆき305号
債務者　山本　依真
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
松山地方裁判所